

芦教委第12号議案

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年8月13日提出

芦屋市教育長 野村 大祐

提案理由

芦屋市立小槌幼稚園及び芦屋市立西山幼稚園を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

第〇〇号議案

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和８年８月２８日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋市立小槌幼稚園及び芦屋市立西山幼稚園を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第〇〇号

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
芦屋市立宮川幼稚園	芦屋市浜町1番20号	芦屋市立宮川幼稚園	芦屋市浜町1番20号
芦屋市立岩園幼稚園	芦屋市岩園町24番3号	芦屋市立岩園幼稚園	芦屋市岩園町24番3号
		<u>芦屋市立小槌幼稚園</u>	<u>芦屋市打出小槌町15番7号</u>
		<u>芦屋市立西山幼稚園</u>	<u>芦屋市西山町22番15号</u>
芦屋市立潮見幼稚園	芦屋市潮見町1番3号	芦屋市立潮見幼稚園	芦屋市潮見町1番3号

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市立小槌幼稚園及び芦屋市立西山幼稚園を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

芦屋市立小槌幼稚園及び芦屋市立西山幼稚園を廃止する。（別表関係）

3 施行期日

令和10年4月1日

○芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月31日

条例第29号

注 平成20年3月6日条例第1号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、芦屋市立幼稚園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条及び第23条の趣旨により、幼稚園を設置する。

2 幼稚園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(平20条例1・一部改正)

(預かり保育)

第2条の2 園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、教育課程に係る教育時間後等に預かり保育を実施する。

(平22条例37・追加)

(保育料及び預かり保育料の納付)

第3条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者は、幼稚園の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第2号に規定する預かり保育料を納付しなければならない。

(平27条例12・全改、令元条例10・一部改正)

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、管理その他について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平26条例17・一部改正)

付 則

この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

付 則（昭和４３年５月３１日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４３年５月１日から適用する。

付 則（昭和４５年５月２０日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４５年５月１日から適用する。

付 則（昭和４７年３月２７日条例第２０号）

この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

付 則（昭和４７年１１月１４日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４７年６月１日から適用する。

付 則（昭和４８年６月２５日条例第１７号）

この条例は、公布の日から起算して９０日をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（昭和４９年１２月２０日条例第２８号）

この条例は、公布の日から起算して１２０日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（昭和５０年１２月２０日条例第３３号）

この条例は、公布の日から起算して１２０日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（昭和５３年１２月２５日条例第３５号）

この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

付 則（昭和５５年１２月２２日条例第３８号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和６３年５月２１日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成１０年９月２８日条例第２６号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月６日条例第１号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年１２月１７日条例第３７号抄）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日条例第 12 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 26 日条例第 27 号抄）

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 17 日条例第 2 号抄）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 24 日条例第 10 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（平 26 条例 17・平 29 条例 27・令元条例 2・一部改正）

名称	位置
芦屋市立宮川幼稚園	芦屋市浜町 1 番 20 号
芦屋市立岩園幼稚園	芦屋市岩園町 24 番 3 号
芦屋市立小槌幼稚園	芦屋市打出小槌町 15 番 7 号
芦屋市立西山幼稚園	芦屋市西山町 22 番 15 号
芦屋市立潮見幼稚園	芦屋市潮見町 1 番 3 号

小槌幼稚園及び西山幼稚園の閉園について

1 学校教育審議会への諮問に至る経緯

本市の就学前教育・保育施設については、平成28年度の学校教育審議会の答申及び喫緊の課題であった保育所の待機児童解消への取組を踏まえ、「すべてのこどもたちの最善の利益」につながるよう、市として平成30年に「市立幼稚園・保育所のあり方」を定め、市立認定こども園2園の新設を含め、就学前施設の再配置等を行ってきた。(別紙1)

これを受け、市立幼稚園は令和3年度以降、5園体制で運営を行ってきたが、少子化の進行、共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化による保護者の選択肢の多様化などにより、市立幼稚園の園児数は大幅に減少し、平成27年度には8園で672人であった園児数が令和6年度には147人となり、1学年の人数が一桁となる園が複数見られる状況になった。(別紙2)

令和6年度に策定した「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」」における「教育・保育のニーズ量」の見込みや、既に市内に整備されている認定こども園等の充足状況を鑑みて、これ以上市立幼稚園の園児数の増加が見込めない状況であることから、今後の市立幼稚園について、その役割と機能を踏まえた適正配置と今後の運営についての再検討が必要であると考え、令和7年5月に学校教育審議会に諮問を行った。

2 学校教育審議会からの答申

学校教育審議会においては、市立幼稚園の園児数の減少という現実を踏まえつつも、本市における就学前教育・保育の質の維持・向上の観点から、特に幼児期から児童期をつなぎ、円滑に社会性の基礎を育む接続期教育を充実させることの重要性に鑑み、すべてのこどもたちの利益のために、市立幼稚園がどのような役割を果たし、どのような機能を持つべきかを中心に、計6回にわたってご審議をいただき、令和8年3月に下記を主文とした答申が提出された。(別紙3)

答申（主文）

本審議会では、市立幼稚園の園児数の減少という現実を踏まえつつも、芦屋市における就学前教育・保育の質を維持・向上させ、すべてのこどもたちの健やかな育ちを地域全体で支えていくという意志に基づき、「こどもを中心」に慎重に審議を行った。その結果、これらの審議を受け、就学前教育・保育の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について以下のような結論に至った。

- (1) 今後の人口動態、ニーズ量を踏まえ、市民の理解を得られる形で市立幼稚園を再編する。また再編に当たっては、幼児教育の基盤のさらなる整備が図られるよう、下記(2)の実施を求める。
- (2) 幼児期の教育を児童期の教育に繋ぐ接続期教育の重要性に鑑み、中学校圏域毎に1園、小学校と隣接した市立幼稚園を存続させ、すべての就学前施設と小学校を繋ぐ拠点としての機能を持たせることが望ましい。またその機能を実践するためにはコーディネーター的な役割を持つ専任の職員の配置が必要である。

3 答申を踏まえた幼稚園の適正配置等について

(1) 市立幼稚園の施設について

小槌幼稚園、西山幼稚園を閉園し、精道中学校圏域に宮川幼稚園、山手中学校圏域に岩園幼稚園、潮見中学校圏域に潮見幼稚園の3園を存続させる。

(2) 市立幼稚園の機能・役割等について

すべての就学前のこどもたちが、小学校での学びや生活へスムーズに移行できるよう、存続する3つの幼稚園にそれぞれの中学校圏域のすべての就学前施設と小学校をつなぐ取組の拠点としての機能を持たせ、その機能を実践するために、専任の架け橋期コーディネーターを配置する。（別紙4）

また3つの幼稚園においては、答申において示された「今後の市立幼稚園の役割（視点）について」を踏まえ、地域コミュニティの交流の拠点や身近な相談の場としての充実を図るとともに、これらの担う人材の専門性の向上に努める。

4 答申受領後の検討経緯と今後のスケジュール

令和8年度	4～5月	答申を踏まえた方向性等について市内部での検討
	5月	総合教育会議で案の説明、協議 教育委員会で方向性を承認
	6月	民生文教常任委員会所管事務調査にて説明 職員への説明
	7月	保護者、地域等への説明会開催（7回）
	8～9月	9月定例市議会に改正条例案を提出

（予定）

令和9年度	4～3月	全園通常どおり保育
	3月末	小槌幼稚園、西山幼稚園閉園
令和10年度	4月	小槌幼稚園、西山幼稚園の5歳児は他園へ転園

※ 令和9年度の園児募集に当たっては、例年9月中に募集要項の配布を行うため、小槌幼稚園、西山幼稚園の4歳児は令和10年度に他園へ転園いただく可能性がある旨を説明する。また転園に伴うご不安等についても丁寧に対応していく。

5 保護者、地域説明会でのご意見等

(1) 説明会開催日時と参加者数

日時	場所	参加人数
7月2日(木)10時20分～	小槌幼稚園	8人
7月4日(土)10時00分～	うちぶん（打出教育文化センター）	21人
7月9日(木)10時20分～	宮川幼稚園	19人
7月10日(金)10時20分～	西山幼稚園	38人
7月14日(火)10時20分～	岩園幼稚園	14人
7月15日(水)18時00分～	西山幼稚園	11人
7月16日(木)10時20分～	潮見幼稚園	13人
合計		124人

(2) 主なご意見とそれに対する考え方

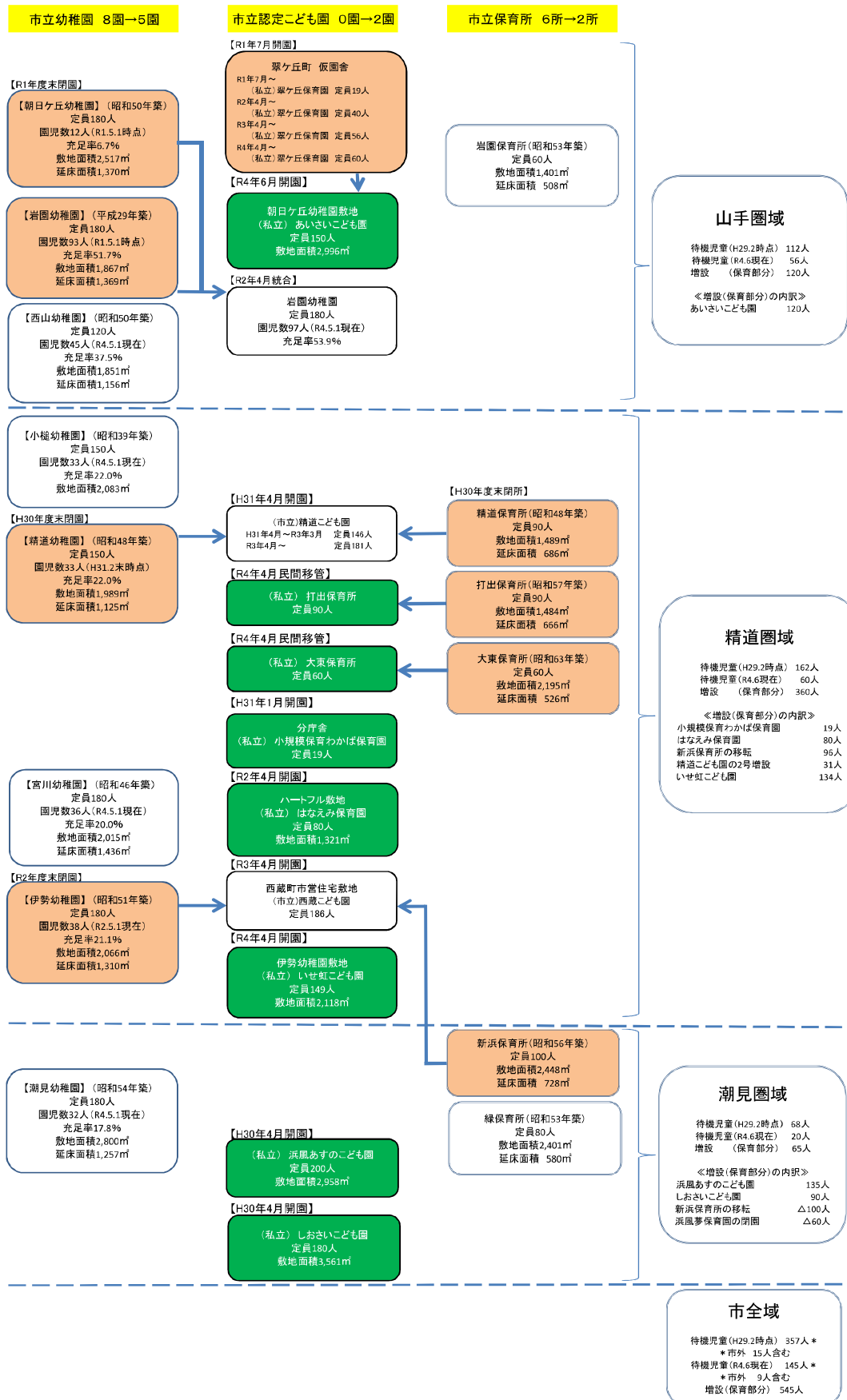
別紙5のとおり

6 2園の跡地利用について

説明会でいただいた地域の皆様のご意見を踏まえ、今後市全体で活用を検討していく。

以 上

市立幼稚園・保育所のあり方について



芦屋市立幼稚園の園児数等の推移

令和8年5月

園 名	区分	H22. 5. 1		H23. 5. 1		H24. 5. 1		H25. 5. 1		H26. 5. 1		H27. 5. 1		H28. 5. 1		H29. 5. 1		H30. 5. 1		R1. 5. 1		R2. 5. 1		R3. 5. 1		R4. 5. 1		R5. 5. 1		R6. 5. 1		R7. 5. 1		R8. 5. 1			
		園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス	園児	クラス		
精 道	4歳児	42	2	29	2	31	2	23	1	28	1	29	1	18	1	19	1	13	1	廃 園 (H31. 3. 31付)																	
	5歳児	33	1	42	2	31	1	32	1	24	1	27	1	27	1	18	1	20	1																		
	計	75	3	71	4	62	3	55	2	52	2	56	2	45	2	37	2	33	2																		
	定員・定数	280	8	280	8	280	8	175	5	175	5	175	5	175	5	175	5	150	5																		
	定員充足率	26.8%		25.4%		22.1%		31.4%		29.7%		32.0%		25.7%		21.1%		22.0%																			
宮 川	4歳児	86	3	89	3	87	3	69	3	80	3	50	2	39	2	50	2	46	2	41	2	33	2	18	1	10	1	13	1	12	1	5	1	7	1		
	5歳児	95	3	81	3	85	3	86	3	72	3	85	3	52	2	39	2	51	2	46	2	41	2	34	2	26	1	13	1	13	1	12	1	8	1		
	計	181	6	170	6	172	6	155	6	152	6	135	5	91	4	89	4	97	4	87	4	74	4	52	3	36	2	26	2	25	2	17	2	15	2		
	定員・定数	280	8	280	8	280	8	210	6	210	6	210	6	210	6	210	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6		
	定員充足率	64.6%		60.7%		61.4%		73.8%		72.4%		64.3%		43.3%		42.4%		53.9%		48.3%		41.1%		28.9%		20.0%		14.4%		13.9%		9.4%		8.3%			
岩 園	3歳児																																				
	4歳児	46	2	33	2	60	2	31	2							34	2	34	2	53	3	37	2	26	1	43	2	24	1	21	1	30	1	18	1		
	5歳児	44	2	44	2	35	2	67	2	31	2					11	1	36	2	40	2	58	2	40	2	30	1	46	2	24	1	21	1	32	2		
	計	90	4	77	4	95	4	98	4	31	2					45	3	70	4	93	5	95	4	91	4	97	4	89	4	70	3	67	3	71	4		
	定員・定数	175	5	175	5	175	5	140	4	140	4					210	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6		
岩 園	定員充足率	51.4%		44.0%		54.3%		70.0%		22.1%						21.0%		38.9%		51.7%		52.8%		50.6%		53.9%		49.4%		38.9%		37.2%		39.4%			
小 槌	4歳児	49	2	51	2	68	3	49	2	51	2	64	3	47	2	46	2	26	1	15	1	27	1	14	1	13	1	7	1	5	1	4	1	4	1		
	5歳児	36	2	52	2	60	2	69	3	52	2	53	2	57	2	49	2	49	2	26	1	17	1	28	1	20	1	14	1	7	1	5	1	4	1		
	計	85	4	103	4	128	5	118	5	103	4	117	5	104	4	95	4	75	3	41	2	44	2	42	2	33	2	21	2	12	2	9	2	8	2		
	定員	245	7	245	7	245	7	175	5	175	5	175	5	175	5	175	5	150	5	150	5	150	5	150	5	150	5	150	5	150	5	150	5	150	5		
	定員充足率	34.7%		42.0%		52.2%		67.4%		58.9%		66.9%		59.4%		54.3%		50.0%		27.3%		29.3%		28.0%		22.0%		14.0%		8.0%		6.0%		5.3%			
朝日ヶ丘	4歳児	22	1	29	1	40	2	23	1	30	2	35	2	32	2	16	1	11	1	0	0	廃 園 (R 2. 3. 31付)															
	5歳児	44	2	22	1	31	1	38	2	24	1	29	1	36	2	28	1	15	1	12	1																
	計	66	3	51	2	71	3	61	3	54	3	64	3	68	4	44	2	26	2	12	1																
	定員・定数	280	8	280	8	280	8	210	6	210	6	210	6	210	6	210	6	180	6	180	6																
	定員充足率	23.6%		18.2%		25.4%		29.0%		25.7%		30.5%		32.4%		21.0%		14.4%		6.7%																	
西 山	4歳児	42	2	50	2	38	2	59	2	47	2	40	2	43	2	42	2	41	2	18	1	32	2	21	1	23	1	14	1	8	1	6	1	4	1		
	5歳児	57	2	44	2	50	2	41	2	61	2	45	2	45	2	43	2	47	2	40	2	21	1	34	2	22	1	28	1	15	1	9	1	6	1		
	計	99	4	94	4	88	4	100	4	108	4	85	4	88	4	85	4	88	4	58	3	53	3	55	3	45	2	42	2	23	2	15	2	10	2		
	定員・定数	210	6	210	6	210	6	140	4	140	4	140	4	140	4	140	4	120	4	120	4	120	4	120	4	120	4	120	4	120	4	120	4	120	4		
	定員充足率	47.1%		44.8%		41.9%		71.4%		77.1%		60.7%		62.9%		60.7%		73.3%		48.3%		44.2%		45.8%		37.5%		35.0%		19.2%		12.5%		8.3%			
伊 勢	4歳児	49	2	54	2	37	2	38	2	35	2	41	2	31	2	28	1	41	2	24	1	12	1	廃 園 (R 3. 3. 31付)													
	5歳児	42	2	51	2	52	2	38	2	41	2	35	2	42	2	28	1	30	2	43	2	26	1														
	計	91	4	105	4	89	4	76	4	76	4	76	4	73	4	56	2	71	4	67	3	38	2														
	定員・定数	280	8	280	8	280	8	210	6	210	6	210	6	210	6	210	6	180	6	180	6	180	6														
	定員充足率	32.5%		37.5%		31.8%		36.2%		36.2%		36.2%		34.8%		26.7%		39.4%		37.2%		21.1%															
潮 見	4歳児	53	2	34	2	49	2	45	2	45	2	57	2	43	2	50	2	30	1	19	1	9	1	10	1	20	1	8	1	8	1	14	1	7	1		
	5歳児	49	2	54	2	38	2	49	2	46	2	49	2	57	2	44	2	49	2	31	2	22	1	15	1	13	1	21	1	9	1	10	1	15	1		
	計	102	4	88	4	87	4	94	4	91	4	106	4	100	4	94	4	79	3	50	3	31	2	25	2	33	2	29	2	17	2	24	2	22	2		
	定員・定数	245	7	245	7	245	7	175	5	175	5	210	6	210	6	210	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6	180	6		
	定員充足率	41.6%		35.9%		35.5%		53.7%		52.0%		50.5%		47.6%		44.8%		43.9%		27.8%		17.2%		13.9%		18.3%		16.1%		9.4%		13.3%		12.2%			
浜 風	4歳児	35	2	23	1	32	2	21	1	34	2																										
	5歳児	33	1	37	2	23	1	34	1	23	1	33	2																								
	計	68	3	60	3	55	3	55	2	57	3	33	2																								
	定員・定数	245	7	245	7	245	7	175	5	175	5	175	5																								
	浜 風	定員充足率	27.8%		24.5%		22.4%		31.4%		32.6%		18.9%																								
合 計	3歳児																																				
	4歳児	424	18	392	17	442	20	358	16	350	16	316	14	253	13	285	13	242	12	170	9	150	9	25	1	24	1	19	1	25	1	16	1	21	1		
	5歳児	433	17	427	18	405	16	454	18	374	16	356	15	316	13	260	12	297	14	238	12	185	8	151	8	111	5	122	6	68	5	57	5	65	6		
	計	857	35	819	35	847	36	812	34	724	32	672	29	569	26	545	25	539	26	408	21	335	17	265	14	244	12	207	12	147	11	132	11	126	12		
	定員・定数	2,240	64	2,240	64	2,240	64	1,610	46	1,610	46	1,505	43	1,330	38	1,540	44	1,320	44	1,170	39	990	33	810	27	810	27	810	27	810	27	810	27	810	27		
合 計	定員充足率	38.4%		36.6%		37.8%		50.4%		45.0%		41.7%		42.8%		35.4%		40.4%		34.9%		33.8%		32.7%		30.1%		25.6%		18.1%		16.3%		15.6%			



就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた

芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営について

【答申】

令和8年3月12日

芦屋市学校教育審議会

令和8年3月12日

芦屋市教育長

野村大祐様

芦屋市学校教育審議会

会長 河合優年

就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた
芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営について（答申）

令和7年5月29日付け、芦教菅第378号にて諮問のありました「就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営について」慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

目 次

はじめに		1
1 これまでの流れ		2
2 本審議会における検討		5
3 就学前教育・保育の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置 と今後の運営について（主文）		8
4 今後の市立幼稚園の役割（視点）について		9
5 付帯意見		10
おわりに		11
市立幼稚園が果たす役割や機能のイメージ図		12
 (資料)		
1 諮問書		
2 【資料1】これまでの就学前教育・保育施設の整備状況等について		
3 【資料2】令和7年度芦屋市施政方針（抜粋）		
4 【資料3】芦屋市立幼稚園の年表		
5 【資料4】芦屋市立幼稚園の園児数の推移		
6 【資料5】芦屋市立幼稚園園児数とクラス数の推移		
7 【資料6】幼稚園及び保育所等の配置図		
8 【資料7】市立幼稚園・保育所のあり方について		
9 【資料8】特定教育・保育施設及び幼稚園の利用定員数		
10 【資料9】総合計画推計人口に基づく児童推計		
11 【資料10】推計グラフ		
12 【資料11】こども園登園・降園時間グラフ		
13 【資料12】令和7年度教育・保育の提供体制の確保の内容		
14 【資料13】第2回 芦屋市学校教育審議会 提出資料（経費・人口推計・通園先）		
15 【資料14】不登校児童生徒の年度別変化（30日以上）		
16 【資料15】幼児教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善について		
17 【資料16】第4回 芦屋市学校教育審議会資料		

- 18 【資料 17】答中の骨子案
- 19 【資料 18】令和 8 年度用 園児数報告
- 20 芦屋市学校教育審議会審議経過
- 21 芦屋市学校教育審議会委員名簿
- 22 根拠条例・規則

はじめに

芦屋市の市立幼稚園は、岩園幼稚園の3歳児を除き、入園希望者を原則全員受け入れる体制を整えている。また、保護者のニーズや実態に応じた子育て支援の一つとして、公立幼稚園では実施が進んでいなかった「預かり保育事業」を平成23年度に朝日ヶ丘幼稚園・小槌幼稚園・浜風幼稚園の3園で先行実施、平成25年度からは全園で実施して、事業は定着している。また就園前のこどもたちと保護者への支援を目指し、3歳児親子ひろば「さんさんひろば」事業を開始し、満3歳から就園までのこどもたちが地域の幼稚園にて、様々な遊びを楽しみ、在園児とふれあい、友達とも出会う場となっている。

さらに令和3年度には、岩園幼稚園での3歳児保育の試験的实施を開始し、令和5年度からは正式に岩園幼稚園において3歳児の受け入れを行っている。

しかしながら、急激な少子化の進展による就学前児童の減少、女性の社会進出や共働き世帯の増加等により、保育所等の入所希望者が増加し、さらに、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、市立幼稚園の園児数が継続的に減少している状況となっている。

加えて、社会的な問題として、こどもを取り巻く特記すべき状況が起きている。それは、小学校におけるお互いの価値観を認め合う意思疎通の難しさや集団へのなじみにくさが低学年から現れてきており、幼児期教育を児童期の教育にどのように繋いで行くのかという接続期教育の重要性が一層高くなってきている。幼児期の適切な教育体制の構築が、以降における問題行動の減少、ポジティブ行動の増加に直結すると考えている。

本審議会は、令和7年5月29日、教育長から『就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた芦屋市立幼稚園の適正配置と今後の運営について』の諮問を受け、これまで事務局から提出された各資料の確認も加えながら、更なる幼児教育・保育の質の向上を目指すために、市立幼稚園が本来持っている役割や機能を改めて活かす方向で6回にわたって慎重に議論を重ねてきた。

この答申は、これまでの議論を踏まえ、課題の整理を行い、今後、芦屋市及び芦屋市教育委員会が具体的な検討を行う際の留意点も含めて答申するものであり、その結論の背景にあるものも含めて、今後につながる形で取りまとめたものである。

審議の過程においては、様々な立場の委員から多様なご意見やご提案をいただきながら答申をまとめており、本答申は、これからの市立幼稚園の方向性についての審議会の総意である。

今後の芦屋市及び芦屋市教育委員会の方針決定に際しても可能な限り尊重していただきたい。

1 これまでの流れ

芦屋市学校教育審議会は本審議会に至るまでにおいても、芦屋市立幼稚園の適正規模及び適正配置について諮問を受け、答申を行ってきた。また、これを踏まえて芦屋市においては、就学前教育・保育施設について「市立幼稚園・保育所のあり方」を定め、すべての就学前のこどもたちの最善の利益につながるよう取組を進めてきた。これらの内容は以下のとおりである。

(1) 芦屋市学校教育審議会

ア 芦屋市学校教育審議会への諮問事項（平成28年2月5日）
芦屋市立幼稚園の適正規模及び適正配置について

イ 諮問理由（抜粋）

- ・少子化の影響により、平成27年度では定員1,505人に対し園児数は672人で定員に占める園児数の割合は5割を大きく下回り、1学年単学級の状態が続いている幼稚園も存在している。
- ・今後も園児数の大幅な増加が見込めない状況の中、平成25年度の学校教育審議会では、浜風幼稚園の廃園の是非とともに、市立幼稚園全体のあり方についても検討するようにとの意見をいただいている。

ウ 学校教育審議会からの答申内容（抜粋）（平成28年11月24日）

(ア) 市立幼稚園の適正規模及び配置について

- ・芦屋市の市立幼稚園の園数については、現状では適正であるとは言えず見直しが必要である。
- ・市立幼稚園の機能や役割を考えた場合、当面は、各中学校圏域毎に1～2園程度とすることが望ましい。
- ・保護者にとって幼稚園、保育所、認定こども園などの多様な選択肢があり、そのニーズに応じて選択できる環境を整えることが望ましいことから、各中学校圏域内の就学前教育・保育施設（以下「就学前施設」という。）の配置状況を十分勘案すること。

(イ) 今後の市立幼稚園に求められる役割について

・ 幼児教育センター的役割

芦屋の全てのこどもたちにより質の高い教育・保育を提供するため、市立幼稚園がこれまで培ってきた研修や実践の成果を発信し、全ての就学前施設がこどもの育ちと学びの共通理解を深めるとともに、家庭や地域の教育力の向上を支援することが求められる。

・ 特別支援教育のセーフティネット的役割

特別な配慮を要するこどもたちに対する幼児教育を保障するため、これまで市立幼稚園が培ってきたコーディネーター的役割や情報発信拠点としての役割などを一層充実させる必要がある。

・ 保幼小連携の先導的役割

こどもたちがスムーズに小学校に上げられるよう、現在作成中の「芦屋市接続期カリキュラム」の推進にあたっては、全ての就学前施設が一体となって取り組むことが重要であり、市立幼稚園はその中心的かつ先導的役割を担う必要がある。

・ 地域における子育て支援の場としての役割

地域の子育て支援に資するため、在園児だけではなく、未就園児の親子が安心して過ごせる場所や機会を可能な限り提供するとともに、幼児期の教育に関する相談に応じたり、子育てに関する様々な情報を提供したり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における子育て支援の場としての役割を果たすことが求められる。

(2) 市立幼稚園・保育所のあり方について

市立幼稚園・保育所のあり方については、市ホームページにおいて以下のよう
に公表されている。

【当初】（平成29年2月13日公表）

就学前施設について、学校教育審議会の答申及び喫緊の課題である待機児童の
解消への取組等を踏まえ、すべての就学前のこども達の最善の利益につながるよ
う、市立幼稚園及び市立保育所の適正規模について検討した結果、下記のとおり
8園体制の市立幼稚園は4園体制とし、6所体制の市立保育所は2所体制とし、
市立認定こども園を2園新設する。

- 1 朝日ヶ丘幼稚園を岩園幼稚園に統合し、岩園幼稚園として運営する。
- 2 精道幼稚園を精道保育所と統合し、精道幼稚園又は精道保育所跡地に市立幼保
連携型認定こども園を新設する。
- 3 打出保育所及び大東保育所を民間移管する。
- 4 分庁舎に民間の小規模保育事業所を、ハートフル福祉公社跡地に民間の認可保
育所を誘致する。
- 5 宮川幼稚園、伊勢幼稚園及び新浜保育所を統合し、西藏町市営住宅跡地に市立西
蔵幼保連携型認定こども園を新設する。
- 6 各施設の跡地利用は今後検討する。

【一部修正】（平成29年6月13日・7月11日・平成30年6月12日公表）

就学前施設について、学校教育審議会の答申及び喫緊の課題である待機児童の
解消への取組等を踏まえ、すべての就学前のこども達の最善の利益につながるよ
う、市立幼稚園及び市立保育所の適正規模について検討した結果、下記のとおり8
園体制の市立幼稚園は5園体制とし、6所体制の市立保育所は2所体制とし、市立
認定こども園を2園新設する。

- 1 朝日ヶ丘幼稚園を岩園幼稚園に統合し、岩園幼稚園として運営する。（令和2年
4月）。また、駐車場、スクールゾーン等の課題の解決を検討し、朝日ヶ丘幼稚園
跡地に私立幼保連携型認定こども園を誘致する（令和4年6月開園）。
- 2 精道幼稚園を精道保育所と統合し、精道保育所跡地に市立幼保連携型認定（定
員181人（ただし、平成31年4月から令和3年3月までは、定員146人））
を新設する。（平成31年4月に精道幼稚園跡地で開園し、その後令和3年4月に
精道保育所跡地へ移転）。
- 3 打出保育所及び大東保育所を民間移管する。（令和4年4月移管）。
- 4 分庁舎に私立小規模保育事業所（平成31年1月開園）を、ハートフル福祉公
社跡地に私立認可保育所を誘致する（令和2年4月開園）。
- 5 伊勢幼稚園及び新浜保育所を統合し、西藏町市営住宅跡地に市立西藏幼保連携
型認定こども園（定員186人）を新設する（令和3年4月開園）。また、伊勢幼
稚園跡地に私立幼保連携型認定こども園を誘致する（令和4年4月開園）。

2 本審議会における検討

本審議会において、幼稚園の適正配置について検討を進める前提として、「なぜ幼稚園の再配置が必要であるのか、そのためには何を改革することが望ましいのか」ということを大切にしてきた。それらの考え方に基づき、こどもの置かれている現状、それに対して現在の芦屋市における幼児教育・保育の取組から議論を開始し、就学後の教育についても議論を広げた。

本審議会が最も重視したのは、教育の根幹をなす、人との信頼関係を築いていく場としての幼稚園・学校のあり方である。

(1) 芦屋市の市立幼稚園の現状と課題

ア 人口動態からの検討

本市の就学前児童人口は、前回の芦屋市学校教育審議会時点の平成27年3月末が4,834人であったものが令和7年3月末で3,341人と、この10年で1,493人の減少（約30%減）となっており、今後も急激な回復は困難な状況である。

一方、女性の社会進出や共働き世帯の増加等により、長時間の保育が可能な保育所等の入所希望者が増加している。また、幼保連携型認定こども園の設置により、3歳児の教育ニーズに対応した受皿が用意された。

さらに、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、保育料が高額であった私立幼稚園等への入園ハードルが下がったことで、保護者の選択肢の多様化も進んでいる。これらの要因により、市立幼稚園においては、平成27年度には8園で672人であった園児数が、本年度には5園で132人と減少し、1学年の園児数が一桁となっている園もある。

今後についても、令和7年3月に策定された「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」」における「教育・保育のニーズ量」の見込みや、すでに市内において幼保連携型認定こども園等が整備され受け皿が充足していること等を踏まえると、市立幼稚園における園児数の増加は見込めない状況にある。これらのことから、市内において必要とされる幼稚園数及び園の持つ機能、それぞれの見直しを含めた検討は避けられないと考える。

イ 幼保・小の接続状況からの検討

教育基本法第11条には、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と規定されており、市立幼稚園においても、これまでから環境を整え、幼児一人ひとりの特性や成長を考慮しながら、保育を行っているところである。市立幼稚園では、こどもたちが、集団生活の場でさまざまな友達とかかわり、気持ちを伝え合い、協力して活動に取り組むなどの経験を通して主体性や社会性を育んでいくことを大切にしているが、

近年の継続的な園児数減少に伴い、集団の形成が困難となってきている。

また、全国的な課題として、小学校低学年において、いじめの認知件数や不登校傾向の児童数が増加していることを踏まえ、幼保・小の接続期の教育について、連続性、一貫性を持たせた形で充実させることが求められている。

これは本市においても同様である。芦屋市立幼稚園では、平成28年答申を受けて、地域・学校との連携を図る取組について、現場レベルで有意義な実践が進められているものの、このような変化に対応するためには、これまでの取組の評価とさらなる対策が求められる。

(2) あり方についての検討

ア 学校教育の根幹としての幼児期教育

上述したように、本市では平成28年の学校教育審議会からの答申に従って、市立幼稚園においても、これまでも地域の他の就学前施設や小学校との交流、連携には力を入れているものの、今後は市全体で取組をより強化していく必要があり、そのために市立幼稚園がどのような役割を果たせるのが課題となる。

単に市立幼稚園の配置に留まらず、これらの諸問題に対応し、こどもたちの教育と心理的安全性を保障する機能について、より深く検討する必要がある。こども達を幼児期から児童期に円滑に橋渡しするための、幼児期と児童期を繋ぐ取り組みを組織的に設計していくことが求められる。

幼児から児童への接続期に重要なのは、社会性の基礎となる人間関係や相互信頼などであり、単に教科教育に留まらないレディネス（準備性）の形成を芦屋市の幼児教育の根幹とする。

そのため、小学校以降の教育が積み上げられるように、学校教育における教科教育と幼児期教育における人間関係の形成部分の接続機能を幼稚園・保育所等の就学前施設に求める。

イ 幼稚園の現状とあり方

現在の市立幼稚園は、平成28年答申を受けて、地域の幼児教育施設としてのハブになることや小学校へのアウトリーチの努力を行ってきている。しかし、どのような働きが求められているのか、どのようなことが可能なのか、その成果をどのように評価すればよいのかなどの、俯瞰的な機能を幼稚園に求めることは現実的に難しい。

このような幼児期から児童期への、家庭・地域・学校を含めたマネジメントを可能とするセンター機能が求められる。この新たなセンター機能は、既存の資源を有効に活用し、分かり易い形でサービスを提供するとともに地

域・学校との連携、学校教育と幼児教育の橋渡し、行政との調整・つなぎを行う機能を有するものとする。必ずしも物理的なものである必要はなくこれらの機能を有する有機的な組織体でもよい。

3 就学前教育・保育の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について（主文）

本審議会では、市立幼稚園の園児数の減少という現実を踏まえつつも、芦屋市における就学前教育・保育の質を維持・向上させ、すべてのこどもたちの健やかな育ちを地域全体で支えていくという意志に基づき、「こどもを中心」に慎重に審議を行った。その結果、これらの審議を受け、就学前教育・保育の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について以下のような結論に至った。

- (1) 今後の人口動態、ニーズ量を踏まえ、市民の理解を得られる形で市立幼稚園を再編する。また再編に当たっては、幼児教育の基盤のさらなる整備が図られるよう、下記(2)の実施を求める。
- (2) 幼児期の教育を児童期の教育に繋ぐ接続期教育の重要性に鑑み、中学校圏域毎に1園、小学校と隣接した市立幼稚園を存続させ、すべての就学前施設と小学校を繋ぐ拠点としての機能を持たせることが望ましい。またその機能を実践するためにはコーディネーター的な役割を持つ専任の職員の配置が必要である。

（別紙「市立幼稚園が果たす役割や機能のイメージ図」）

4 今後の市立幼稚園の役割（視点）について

3で述べたように、今後、小学校と隣接する市立幼稚園に、すべての就学前施設と小学校を繋ぎ接続期教育を推進する機能を持たせるとともに、地域コミュニティの交流の拠点や身近な相談の場としての充実を図り、さらにこれらを担う人材の専門性の向上を進めるために、特に次の4つの役割（視点）が重要であると考ええる。

(1) 教育・保育の質の向上と多様性

・ 幼保・小カリキュラムの調整

幼保から小学校への学び・育ちの連続性を強化し、学校教育を見通した幼児期に必要な基礎的能力や思考力を育むカリキュラムを再編する。

・ 多様なこどもへの支援の充実

多様なこどもへの支援体制を整え、共に生活できる環境をつくる。

(2) 地域コミュニティの拠点

・ 地域の子育て支援活動との連携強化

子育て相談や講座、地域イベントを開催し、地域の子育て支援の身近な拠点となる。

・ 地域住民やボランティアとの協働

地域住民の協力も得て、企業、NPO等と連携し、多世代交流や社会体験の場を提供する。

(3) 保護者支援と家庭との連携強化

・ 親子参加型プログラムの充実

親子で参加できる遊びなどのワークショップを開催し、家庭での子育てを支援する。

・ 保護者向けの相談体制の整備

育児相談窓口を設置し相談しやすい環境を提供するとともに、こども家庭・保健センター等の福祉分野とも連携を強化し、必要に応じて適切な支援に繋ぐ。

(4) 教職員・保育者の専門性向上

・ 定期的な専門研修の実施

教職員や保育者のスキルアップを図り、多様なこどもへの対応力を強化する。

5 付帯意見

本答申を踏まえ、今後、芦屋市及び芦屋市教育委員会において新たな取り組みを検討する場合においては、本審議中に委員から出された次の意見を可能な限り考慮することを望む。

- (1) 幼保・小接続機能を円滑に進め、接続期カリキュラムを再編するために、一定期間を定めてコーディネーターを統括する専門的なアドバイザー等の配置を検討するとともに、取組の計画立案を行い、進捗管理と具体的目標に基づく評価、フィードバックなどの仕組みの構築を行うこと。
- (2) 今後も本市において、更なる少子化の進行や保護者の働き方等、様々な社会情勢の変化が考えられることから、引き続き、就学前児童数等の動向を注視し、適切な時期に、市として就学前施設全体のあり方について検討すること。

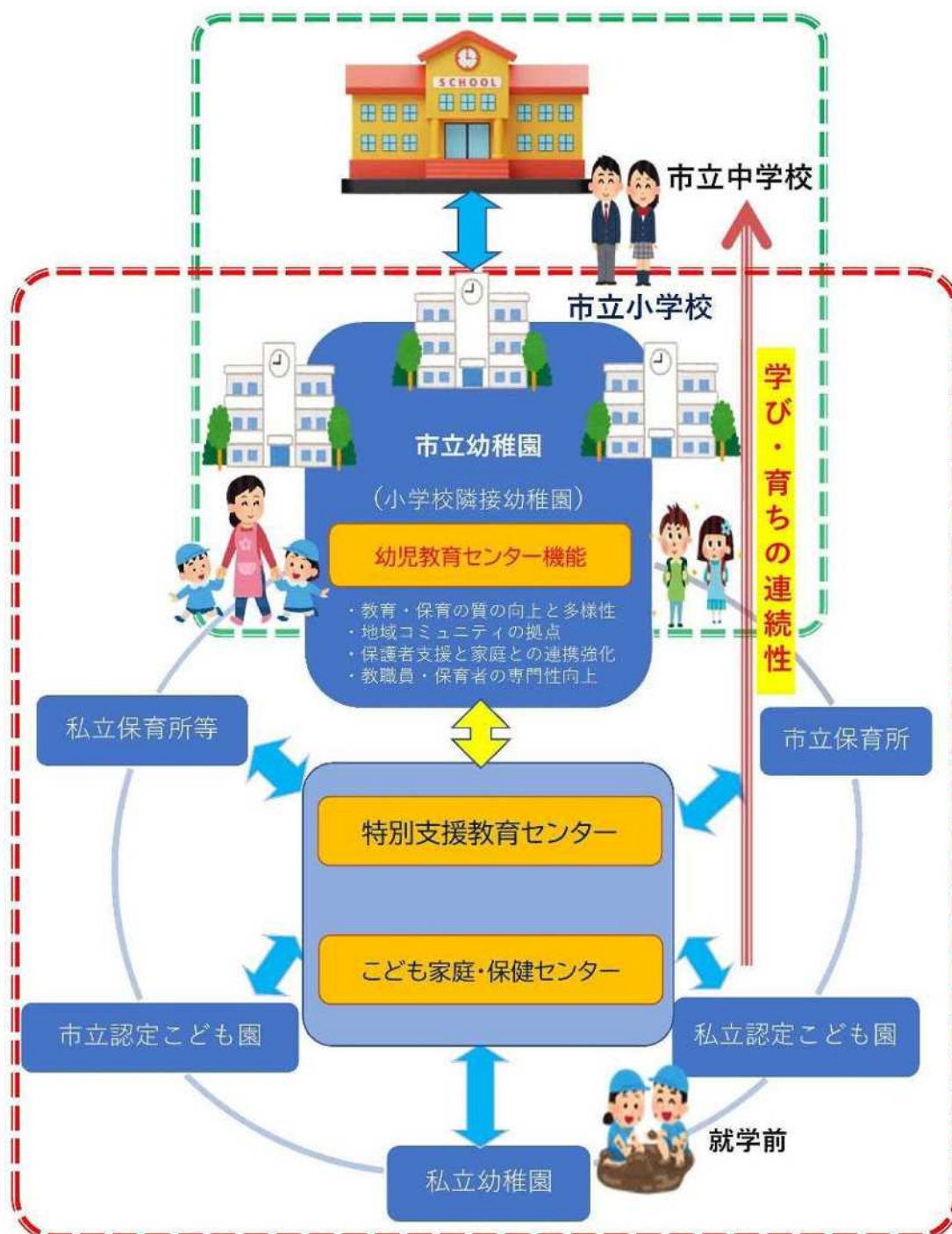
おわりに

本審議会においては、今後、市立幼稚園は、単に幼稚園としての教育を提供するだけではなく、本市のすべてのこどもたちの利益のために、どのような役割を果たし、どのような機能を持つべきかを中心に議論を進めてきた。

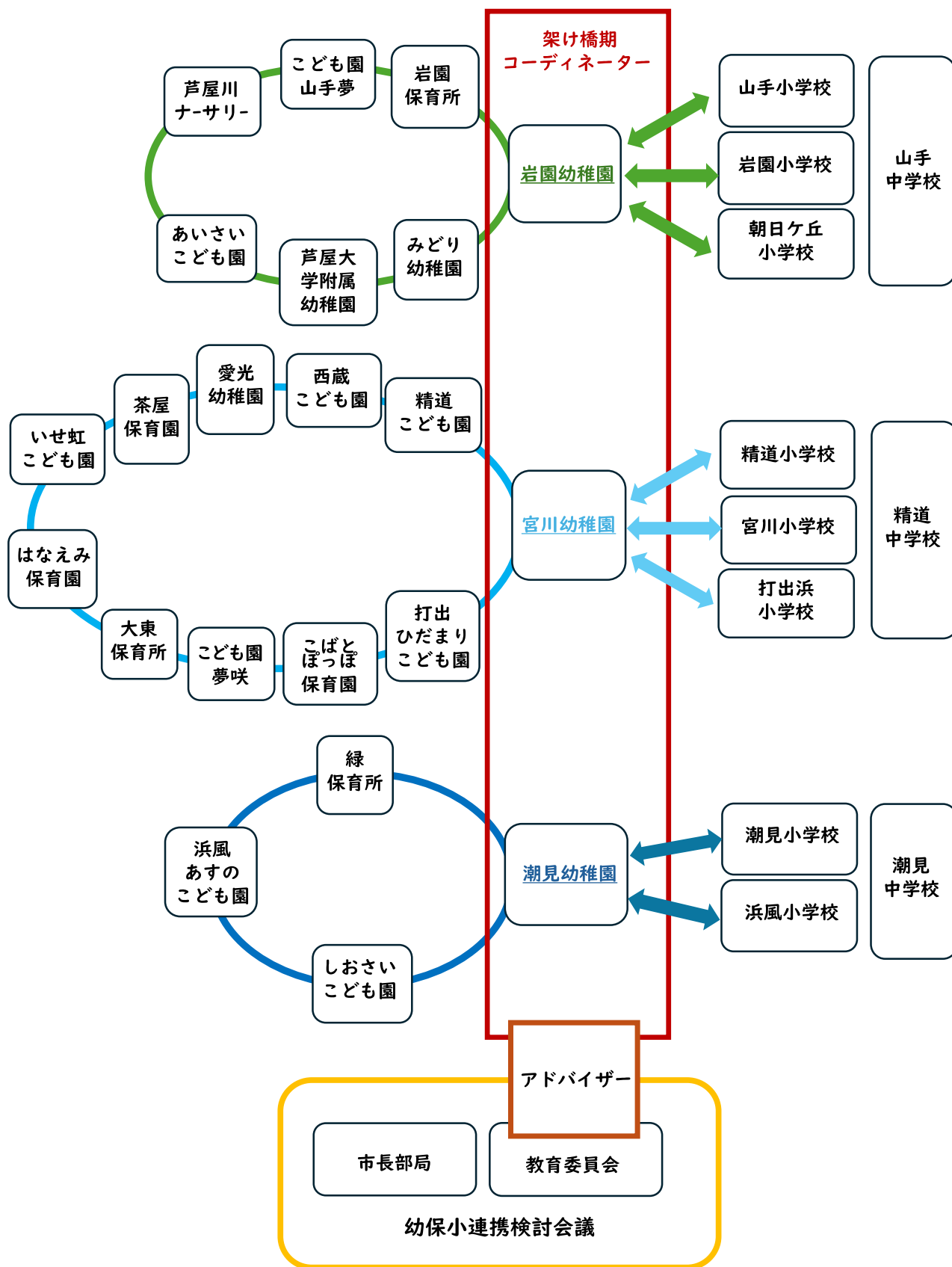
答申の主文は2項目であるが、これに加え、議論のなかで示された、今後の市立幼稚園の果たすべき役割（視点）については、特に重要なものとして4点を掲げている。

今後、芦屋市及び芦屋市教育委員会が、市立幼稚園の再編を検討するにあたっては、本答申の内容を踏まえて「こどもの学び・育ちを中心」とした検討を重ね、すべての就学前のこどもたちの健やかな成長に繋がるよう、真摯に対応されることを期待する。

市立幼稚園が果たす役割や機能のイメージ図



架け橋期コーディネーター等配置イメージ図



説明会でいただいた主な意見・質問及び教育委員会としての考え方

番号	項目	意見・質問	教育委員会としての考え方
1	園児数を増やすための取組について	園児数が減らないように、これまでどのような努力をしてきたのでしょうか。例えば3歳児保育を広げれば、入園を希望する家庭が増えるのではないのでしょうか。	3歳児保育については、岩園幼稚園で実施しています。開始当初は定員を上回り、抽選となることもありましたが、現在は定員に満たない状況です。また、市立の認定こども園をはじめ私立施設でも3歳児保育を実施しており、市全体としては受け皿が充足していますので、市立幼稚園で3歳児保育を広げる考えはありません。 園児数を増やす取組としては、全園での預かり保育、未就園児向けの取組、園庭開放、幼稚園行事への参加機会の提供などを行ってきました。地域のかたに幼稚園を知っていただく機会を設けてきましたが、参加人数は年々少なくなっているのが現状です。
2	園児数減少の原因の捉え方について	園児数の確保について「取組をしたが、人数が伸びなかったので園は不要」という結論になると、原因の捉え方が違うのではないかと感じます。	園児数減少の背景として、共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化により、保護者の選択肢が広がったことがあると考えています。加えて、こどもの出生数自体も大きく減少しています。以前は1学年で約800人いた時期もありましたが、近年は500人を下回る、あるいは400人台となるなど、こどもの数自体が減ってきています。 そのなかで、市民の皆様の税金である予算や人的な資源を、市立幼稚園に来ているこどものためだけでなく、市のこどもたち全体のためにどう活用すべきかということを学校教育審議会の中でも議論していただいたところです。
3	幼稚園の選択肢が減ることへの懸念について	保育所ではなく、家庭でこどもを見守りながら育て、その中で幼稚園に通わせて社会性を身に付けさせたい家庭もあります。そうした家庭の選択肢が少なくなることによる不安があります。 在園児や入園希望者がいるにもかかわらず閉園を進めるのではなく、入園希望者がゼロになってから閉園を検討してもよいのではないのでしょうか。 少子化対策が求められている中で、幼稚園を廃止していくことは、子育てを頑張ろうとする家庭の意欲をそぐのではないのでしょうか。 行政として、1人でも取り残されるかたがいるのであれば、その点を大切に考えてほしいです。	市立幼稚園以外にも認定こども園や保育所などさまざまな就学前施設があり、多様な選択肢全体としてこどもたちを育て、支えていく必要があると考えています。 本市ではこれまで他市と比べても、かなり少人数になっても公立幼稚園を維持してきた経緯がありますが、ここまで人数が減った極めて少人数の環境が、集団生活や成長の面で本当に望ましいのかという観点についても、このたび学校教育審議会で議論をいただいたところです。 また、単に人数が減ったからということだけではなく、本市全体の就学前施設の維持・向上のために市立幼稚園が果たすべき役割・機能を踏まえて、どのような配置が適切かを考え、このような答申をいただいたと考えています。 一方で、市としては公立の認定こども園も整備をしてきています。認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であり、共働きでない家庭も1号認定として教育を受けることができ、共働き家庭は保育も利用できる施設です。このような取組も含め、これまでも全体としてこどもたちや家庭のニーズに対応できるよう進めてきたところであり、今後も市全体で子育て支援に取り組んでいきたいと考えています。

説明会でいただいた主な意見・質問及び教育委員会としての考え方

番号	項目	意見・質問	教育委員会としての考え方
4	閉園までの2年間の過ごし方	もし、令和9年度から4歳児が誰も来なかった場合はどうするのでしょうか。	4歳児が入園しない事態は教育委員会としても心配していますが、4歳・5歳児の異学年で保育ができる可能性があることを考えて、今回のスケジュール（令和9年度閉園）を選択したところです。もし、5歳児のみの保育になってしまっても、他園や他の就学前施設との交流等により、できる限り多様な交流ができるよう工夫して保育を行っていきます。
5	在園児の心のフォロー	もし閉園となった場合、現在の在園児の心のフォローはどのように考えているのでしょうか。	過去の経験からもこどもたちの心のケアは非常に重要だと認識しています。教育委員会だけでなく、現場の幼稚園・小学校の先生と連携し、こどもたちの様子を共有しながら丁寧にフォローしていきます。
6	統廃合に伴う通園時の安全確保と配慮について	幼稚園が統廃合されるということで、例えば西山幼稚園から岩園幼稚園へ転園する場合など、通園距離が長くなります。交通量が多い場所もあり、通園時の安全確保についてはどのようにお考えでしょうか。車の誘導や見守りの人員を配置するなど、市としての方向性をはっきり示していただきたいと思います。遠方から通うかたへの配慮も必要ではないでしょうか。	幼稚園が減ること通園距離が長くなってしまふ点については心苦しいですが、今回は学校教育審議会の答申に基づき「各中学校圏域に1園を拠点として残す」という判断のもと、再編を進めているところです。現時点で通園路の安全確保のための人員配置は考えていませんが、ソフト面でどのような対応ができるかは検討していきます。 なお、現在でも幼稚園には園区はありませんので、市内各所から幼稚園を選んでいただき、遠方より通っていただいているかたもおられると認識しています。幼稚園への車での登園は原則として認めていませんが、自転車での登園は認めています。通園の安全についてはどうしても保護者のかたに配慮をお願いせざるを得ない部分はあります。
7	架け橋期コーディネーターの具体的な役割について	架け橋期コーディネーターについて、決まっている範囲で教えてください。現在幼稚園で勤務している先生が兼任するのか、退職された先生など芦屋の幼稚園をよく知るかたが担うのか、新たに人員を増やして配置するのかなども教えてください。 また、宮川幼稚園は小学校に隣接しているため、行事参加や連絡がしやすい環境がありますが、周辺の就学前施設数の多い中学校区でそれらの施設と本当に手厚く関わることができるのか、不安があります。 幼稚園教育の少人数ならではのよさが今後どうなるのかも教えてください。	今年度の状況として、すでに民間の認定こども園、保育所、幼稚園などとも架け橋期について話をしています。これまでも隣接施設同士で交流は行っており、宮川幼稚園でも交流が進んでいます。小学校との関わりとしては、体験給食、就学前の運動会、小学1年生が小学校生活について伝える機会など、さまざまな交流の場を設けています。今後は、各園・各学校のカリキュラムにある取組について、文言や時期を共通化していきます。そのためには、小学校の先生と就学前施設の先生が話し合い、互いのねらいや効果を理解することが必要と考えています。コーディネーターについては、担任との兼任ではなく、専任として配置する予定です。学校のことを知る必要があるため、小学校にも入ってもらうことを想定しています。隣接している施設が先駆けとなり、そこでの取組を隣接していない施設にも広げていきたいと考えています。

説明会でいただいた主な意見・質問及び教育委員会としての考え方

番号	項目	意見・質問	教育委員会としての考え方
8	閉園後の跡地活用について	小槌幼稚園は、駅にも近く、図書館や神社もあり、非常に良い環境にあります。閉園後も、こどもたちや地域のために有効活用できるような施設になるのでしょうか。	跡地の扱いについてご心配の声があることは認識しています。ただし、現時点では閉園は正式に決定したのではなく、今後条例案を議会に提出する段階であり、跡地利用について具体的には決まっていません。今後、教育委員会だけでなく、市長部局も含めて協議し、検討していきます。現在の幼稚園施設が避難所として位置付けられていることや、地域のかたに利用されている面も踏まえて検討します。
		西山幼稚園の閉園後の跡地は地域の拠点として残してほしいです。卒園したこどもたちが大きくなってからでも帰って来れる、集まれる場所としても必要だと思います。	
9	公立幼稚園の魅力発信・PR手法について	幼稚園を選ぶ際、ネットで口コミを探しても見つからず、実際に公園で会ったお母さんやこどもたちの良い雰囲気を見て入園を決めました。公立幼稚園の良さ（先生の温かさ、小学校との連携など）が十分に伝わっていない気がします。イベントの様子を動画や写真、SNS（Instagramなど）でもっと発信してほしいです。	情報発信については、我々も課題として考えています。ケーブルテレビへの出演やInstagramの開設、園庭開放の回数増など、できる限りオープンにするよう努めています。動画や画像のSNS発信が持つ影響力は大きいものの、個人情報や安全性の観点から「映りたくない」というかたもおられるため、編集や配慮に非常に神経を使う部分もあります。保護者のかたのお気持ちはよく分かるので、現場とも相談しながら、より良い発信方法を一緒に考えていきたいと思っています。

※各会場でいただいたこのほかのご意見とそれに対する教育委員会としての考え方は市ホームページに掲載しています。